

平成28年8月に発生した台風第10号による
大雨被害に対する災害義援金の取扱いについて

久慈市における災害義援金の取扱期間延長と 普代村における災害義援金の取扱終了について

平成28年8月30日に発生した台風第10号により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

盛岡信用金庫（理事長 佐藤 利久）は、災害により被害を受けた方々を支援するため、久慈市、並びに普代村に対する義援金を平成29年3月31日（金）の期間中受付していましたが、今般、久慈市における災害義援金の受付を平成30年3月30日（金）迄延長いたしました。

なお、普代村に対する義援金につきましては、普代村の意向により平成29年3月31日（金）の受付をもって終了いたしましたので併せてご案内申し上げます。

記

1. 寄付先および取扱期間

岩手県 久慈市	平成30年3月30（金）迄
---------	---------------

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
岩手県 久慈市	クジシタイフウサイガイギエンキン 久慈市台風災害義援金 クジシチョウ 久慈市長 遠藤 譲一	盛岡信用金庫 久慈支店	030	普通	0234511

3. 振込手数料

無 料（当金庫窓口でお手続の場合）

※ATM、インターネットバンキング等からお振込された場合、所定の手数料がかかります。

また、地方公共団体が発行する受領書を受け取ることができませんので併せてご了承願います。

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。
お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

あなたのそばに もっと身近に

以 上

